

マイナ保険しょう、資格確認書は正しく使いましょう。

1 貸し借りは禁止です。
マイナ保険しょう、資格確認書を貸し借りするなど不正に使用した場合は刑法で罰せられることがあります。

2 受診するときは必ず提示しましょう
医療機関等を受診するときは、マイナ保険しょう等を提示しましょう。また受診後は領収書と診療明細書をもらい、チェック、保管しましょう。

① マイナ保険しょうをおもちのかた
マイナ保険しょうを提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。
なお、マイナ保険しょうが利用できない医療機関等では、窓口でマイナ保険しょうと合わせて「資格情報のお知らせ」を提示してください。

② マイナ保険しょうを持ちでないかた
原則、「資格確認書」が交付されますので、これを提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

問い合わせ先
高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359